

○中間市防犯カメラの管理及び運用に関する要綱

平成25年1月9日告示第2号

中間市防犯カメラの管理及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪から市民の生命、身体又は財産を保護するため、中間市が設置する防犯カメラの管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪から市民の生命、身体又は財産を保護することを目的とし、中間市の公共施設等に固定し、かつ、継続して設置する画像撮影装置をいう。
- (2) 画像記録装置 防犯カメラで撮影した画像を表示し、かつ、画像を記録する機能を有する装置をいう。
- (3) 画像データ 防犯カメラで撮影した画像を電磁的方法により画像記録装置に記録したものをいう。
- (4) データ媒体 画像データを外部記録媒体に複写したものをいう。

(防犯カメラ等管理責任者)

第3条 防犯カメラ、画像記録装置、画像データ及びデータ媒体（以下「防犯カメラ等」という。）の適正な管理及び運用を図るため、防犯カメラ等の管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

- 2 管理責任者は、防犯カメラ等を管理する課又は室の長をもって充てる。
- 3 管理責任者は、この要綱に基づき防犯カメラ等の適正な運用を図らなければならない。

(防犯カメラの設置に関する表示)

第4条 管理責任者は、防犯カメラの撮影対象区域内に、防犯カメラが設置されている旨を明示しなければならない。

(指定管理施設の措置)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、市が設置する施設のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者にその管理を行わせるもの（以下「指定管理施設」という。）における防犯カメラ等の運用に関する事務の全部又は一部を指定管理施設を管理する指定管理者に行わせることができる。この場合において、市長は、協定等により、個人情

報の保護に関し十分な措置を講じるよう求めるとともに、この要綱の趣旨を遵守するよう求めなければならない。

- 2 前項の規定により防犯カメラ等の運用に関する事務の全部又は一部を指定管理者に行わせる場合において、市長は、必要があると認めるときは、いつでも当該指定管理施設を実地に調査し、又は当該防犯カメラ等の運用の状況に関し、指定管理者に報告を求め、若しくはこれに必要な指示を行うことができる。

(画像記録装置の管理)

第6条 管理責任者は、画像記録装置の紛失、盗難等を防止するため、当該装置を施錠できる場所で管理しなければならない。

(画像データの保存期間等)

第7条 画像データの保存期間は、防犯カメラにより撮影を行った日の翌日から起算して1月以内とし、その期間は、管理責任者が定めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次条第1項各号の規定により画像情報の提供を行うときその他管理責任者が特に必要と認めたときは、保存期間を延長することができる。
- 3 管理責任者は、前項に規定する画像データの保存期間が経過したときは、速やかに当該画像データを消去するものとする。
- 4 管理責任者は、データ媒体を廃棄する場合、粉碎、溶解その他の適切な方法により、画像データが復元できないようにしなければならない。

(画像データの閲覧及び提供の制限)

第8条 管理責任者は、画像データを閲覧させ、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定により、捜査機関から公文書で提供を求められたとき。
- (2) 市民等の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないとき。
- (3) 中間市個人情報保護条例（平成18年中間市条例第21号。以下「条例」という。）第2条第1項に規定する実施機関が同一実施機関内で利用し、又は他の実施機関に提供する場合で、その所掌事務に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があるとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、法令に基づき提出を求められたとき。

- 2 前項ただし書の規定により画像データを提供するときは、機器の構成等によりデータ媒体で行うことができない場合を除き、原則としてデータ媒体で行うものとする。

3 管理責任者は、第1項の規定により画像データを提供したときは、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

(1) 提供を行った日時

(2) 提出先の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、所在地、代表者及び責任者の氏名）

(3) 提供した画像の内容（提供方法、撮影時間等）

(4) 提供の目的

（個人情報保護条例の遵守）

第9条 この要綱に定めるもののほか、管理責任者その他市の施設における防犯カメラ及び画像記録装置の設置又は防犯カメラ等の運用に関する事務を行う者は、条例に基づき、当該事務が個人情報に係る市民等の基本的人権を侵害しないようにしなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、防犯カメラ等の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、この要綱の施行の際、現に設置されている防犯カメラ及び画像記録装置は、この要綱の規定により設置された防犯カメラ及び画像記録装置とみなす。

附 則（平成26年7月17日告示第113号）

この要綱は、平成26年7月17日から施行する。